

令和7年度 瓦屋根

耐風診断費・耐風改修費 補助事業のご案内

受付期間：令和7年6月2日（月）～7月31日（木）（先着順）

＊市役所の開庁日

受付時間：9時～16時（12時～13時をのぞく）

※応募件数が募集件数を下回ったため、受付期間を延長し先着順にて受付けます。

予算がなくなり次第、受付終了いたします。



千葉市では、強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、**令和3年（2021年）12月31日以前の基準によって建設された住宅**で、屋根が**粘土瓦葺き**又は**プレスセメント瓦葺き**のものについて、瓦屋根の耐風診断および耐風改修に係る費用の一部を補助します。

申請前に着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

千葉市

耐風診断

受付期間

6月2日(月)～6月30日(月)
～7月31日(木)

募集戸数

2戸
予算の限り

先着順

1 耐風診断とは

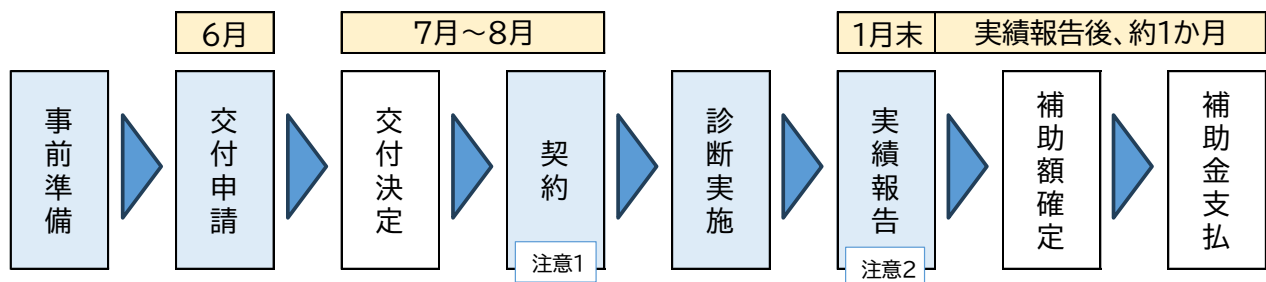
- ☐ 診断者が、瓦の緊結方法等を定める告示基準※1への適合を確認するために行う住宅瓦屋根の診断をいいます。

※1 令和2年国土交通省告示1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定。

- ☐ 告示基準の改正概要

		改正前	改正後
緊結箇所		軒、けばら(端部から2枚までの瓦) 棟(1枚おきの瓦)	全ての瓦
緊結方法	軒(のき) けらば	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	3本以上のくぎ等で緊結
	棟(むね)	銅線、鉄線又はくぎ等で緊結	ねじで緊結
	平部(ひらぶ)	規定なし	くぎ等で緊結

2 スケジュール



注意1 契約は、市から「交付決定」が通知された後に行う。(「交付決定」前に契約した場合は補助できません)

注意2 実績報告は当該年度の1月末までに行う。(期限を過ぎると補助できない場合があります)

3 補助の条件

■ 申請者の要件 次のすべての要件に該当すること

- ☐ 申請者が所有していること(所有者が複数存在する場合は全員の同意を得られること)
- ☐ 市税の滞納がないこと(所有者が複数存在する場合は、千葉市に在住の所有者全員が対象)

■ 住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- ☐ 令和3年12月31日以前の基準で建設された一戸建ての住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの(金属屋根やスレート屋根の場合は対象外)
- ☐ 所有者又は配偶者若しくは一親等の親族が居住していること
- ☐ 過去に国又は地方公共団体による同様の補助を受けていないこと(補助は1回限り)

・兼用住宅(住宅部分が過半のものに限る)も対象となります。
・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅及び土砂災害防止法第9条に基づき、指定された区域(レッドゾーン)にある住宅は対象外です。
・既存の屋根が金属屋根やスレート屋根の場合は対象外です。

■ 耐風診断を行う者(診断者)の条件 次のいずれかに該当すること

- ☐ 建設業法第2条第3項の規定による許可を受けている建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、又は瓦屋根工事技士
- ☐ 建築士事務所に勤務する建築士



4 補助額

耐風診断に要する費用の3分の2の額。ただし、2万1千円が限度。

5 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	☐ 千葉市屋根耐風診断費補助金交付申請者(様式第1号)
申請者(市)	☐ 建築確認済証の写し、又はそれに代わるもの(建築計画概要書等)
診断者	☐ 診断費の見積書
	☐ 平面図(建物の規模、間取り等がわかるもの)
	☐ 診断者の資格を証する書類
法務局	☐ 住宅の登記事項証明書
区役所等	☐ 住民票(補助対象住宅に居住している申請者のもの)*1
	☐ 滞納無証明書(千葉市に居住している所有者全員のもの)*1
—	【手続きの代行を行う場合】
	☐ 手続代行届 (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅の所有が共有の場合】
	☐ 同意書(申請者以外の共有者全員のもの) (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅に申請者が居住していない場合】
	☐ 同意書(補助対象住宅に居住している全員のもの) (HPに参考書式あり)
	☐ 住民票(申請者の配偶者又は一親等の親族のもの)*1

*1 個人情報確認同意書(様式第2号)の提出により省略できます。

6 実績報告時の提出書類

提出期限:1月末

入手先	書類の名称
市	☐ 千葉市屋根耐風診断費補助事業実績報告書(様式第12号)
	☐ 千葉市屋根耐風診断費補助金交付請求書(様式第14号)
診断者	☐ 耐風診断報告書
	☐ 現地調査の写真(建物の全景、調査状況がわかるもの)
申請者	☐ 耐風診断の契約書の写し
	☐ 耐風診断の領収書の写し
	☐ 振込依頼書(申請者と同じ名義の銀行口座に限る) (HPに参考書式あり)



耐風改修

受付期間

6月2日(月)～6月30日(月)
～7月31日(木)

募集戸数

~~28戸~~
予算の限り

先着順

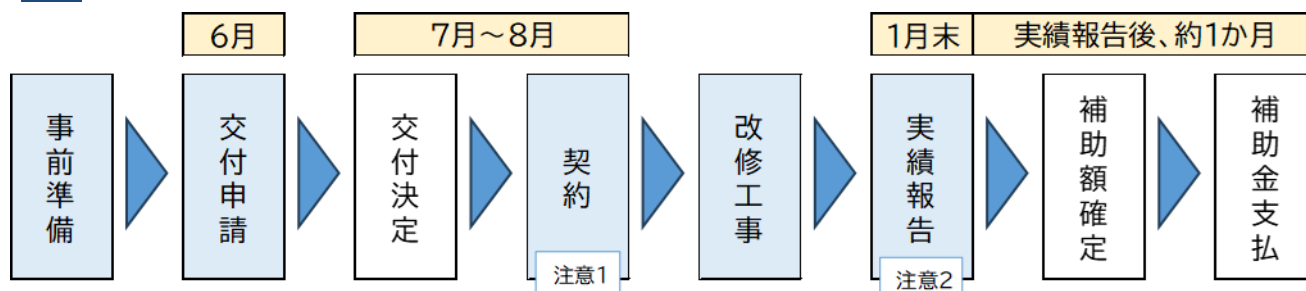
1 耐風改修とは

□ 瓦屋根を以下のいずれかの方法で改修する工事のことをいいます。

- ① 告示基準に適合するよう全面改修する工事
- ② スレート屋根や金属屋根等へ全面改修する工事



2 耐風改修の申請の流れ



注意1 契約は、市から「交付決定」が通知された後に行う。（「交付決定」前に契約した場合は補助できません）

注意2 実績報告は当該年度の1月末までに行う。（期限を過ぎると補助できない場合があります）

3 補助の条件

■ 申請者の要件 次のすべての要件に該当すること

- 申請者が所有していること（所有者が複数存在する場合は全員の同意を得られること）
- 市税の滞納がないこと（所有者が複数存在する場合は、千葉市に在住の所有者全員が対象）

■ 住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 令和3年12月31日以前の基準で建設された市内にある一戸建ての住宅で、屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きのもの
- 耐風診断の結果、告示基準に適合していない（脱落の危険性がある）と判定された住宅であること（明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は診断不要※）
- 所有者又は配偶者若しくは一親等の親族が居住していること

・兼用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。
・過去に国若しくは地方公共団体による同様の補助を受けていないこと（補助は1回限り）
・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅及び土砂災害防止法第9条に基づき、指定された区域（レッドゾーン）にある住宅は対象外です。
・既存の屋根が金属屋根やスレート屋根の場合は対象外です。
・明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は、調査者が作成する瓦屋根現況調査報告書（様式第3号）の提出が必要です。

■ 耐風改修を行う者（改修者）の条件 次のいずれかに該当すること

- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者
※ただし、工事費が500万円以上の場合は、建設業の許可を受けた者に限る
- 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士又は瓦屋根工事技士が在籍し、建設業の許可を受けた者

4 補助額

工事費又は屋根面積×2万4千円のいずれか低い額の23%の額。ただし、55万2千円が限度。

5 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	☐ 千葉市屋根耐風改修費補助金交付申請者(様式第1号)
申請者(市)	☐ 建築確認済証の写し、又はそれに代わるもの(建築計画概要書等)
診断者	☐ 耐風診断報告書 *1*2
	☐ 診断者の資格を証する書類 *1
	☐ 現地調査の写真(建物の全景、調査状況がわかるもの)
	☐ 改修計画書(改修内容、屋根材のカatalog、屋根面積・勾配がわかる図面等を含む)
改修者	☐ 工事費の見積書
	☐ 改修者の資格を証する書類
法務局	☐ 住宅の登記事項証明書 *1
区役所等	☐ 住民票(補助対象住宅に居住している申請者のもの) *3
	☐ 滞納無証明書(千葉市に居住している所有者全員のもの) *3
—	【手続きの代行を行う場合】
	☐ 手続代行届 (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅の所有が共有の場合】
	☐ 同意書(申請者以外の共有者全員のもの)(HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅に申請者が居住していない場合】
	☐ 同意書(補助対象住宅に居住している全員のもの)(HPに参考書式あり)
	☐ 住民票(申請者の配偶者又は一親等の親族のもの)*1

*1 同一年内に耐風診断の補助を受けている場合は省略できます。

*2 明らかに告示基準を満たしていないと判断できる場合は、調査者が作成した瓦屋根状況調査書(様式第3号)の提出により省略できます。

*3 個人情報確認同意書(様式第2号)の提出により省略できます。

6 実績報告時の提出書類

提出期限:1月末

入手先	書類の名称
市	☐ 千葉市屋根耐風改修費補助事業実績報告書(様式第13号)
	☐ 千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書(様式第15号) *
	【代理受領制度利用の場合】
	☐ 千葉市屋根耐風改修費補助金交付請求書(様式第15号の2) *
	☐ 代理請求及び代理受領委任状(様式第16号)
改修者	☐ 工事写真(改修前後の写真・工事中的の写真・材料の写真)
申請者	☐ 工事の契約書の写し
	☐ 工事の領収書の写し
	☐ 振込依頼書(申請者と同じ名義の銀行口座に限る)(HPに参考書式あり)

* 代理受領の場合は「様式第15号」に変えて「様式第15号の2」を提出する。

【注意】 実績報告書の提出期限(1月末)を過ぎると、補助金が交付されない場合があります。早めにご提出ください。

利用者支援制度のご案内

1 手続代行届

「申請書の提出」や「提出書類の修正対応」などについて代行者が実施する届出です。

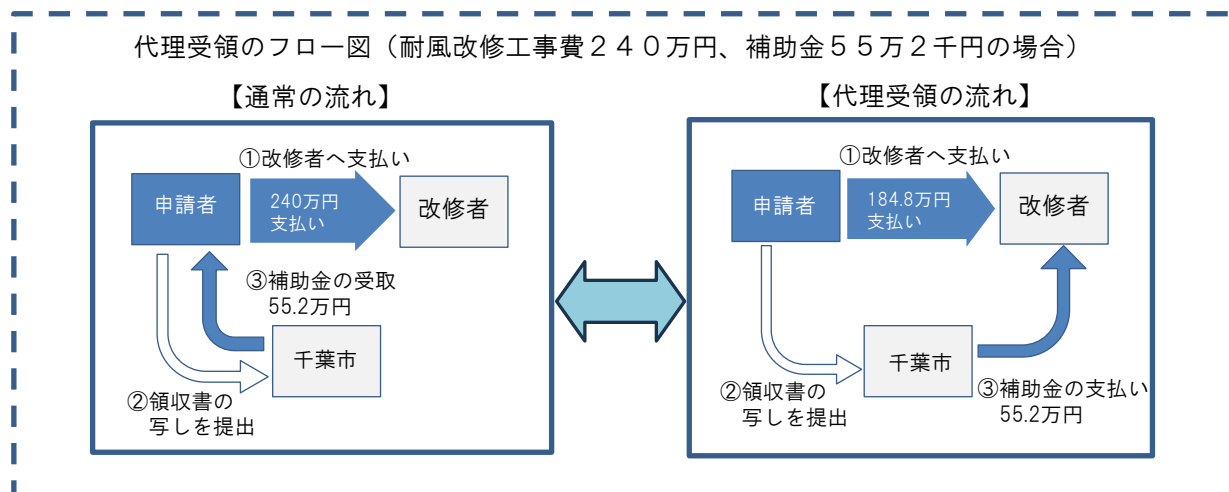
補助金申請者：所有者
手続の代行者：診断者、改修者(工事請負業者)等
手続代行届出：手続代行届【HPIに参考書式あり】

2 代理受領制度（耐風改修）

市は「補助金を直接事業者へ支払い」、申請者は「差額のみ改修者へ支払う」制度です。

申請者が改修者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。

通常、申請者へお支払する補助金を直接千葉市から改修者へお支払することで、申請者は工事費から補助金を差し引いた差額の支払いを行うことにより、初期費用の負担を軽減することができます。



3 ご相談

○耐震関連補助制度に関する相談

千葉市建築指導課 中央区千葉港1-1 TEL:043-245-5836

○建築計画概要書の入手

千葉市建築相談課 中央区千葉港1-1 TEL:043-245-5839

○登記事項証明書の入手

千葉地方法務局 中央区中央港1-11-3 TEL:043-302-1312

○瓦屋根の改修に関する相談

千葉県瓦工事業組合 香取市山之辺1471-2 TEL:0120-335-207

市役所



■ 千葉市の補助実績について

(1) 補助事業の利用実績件数

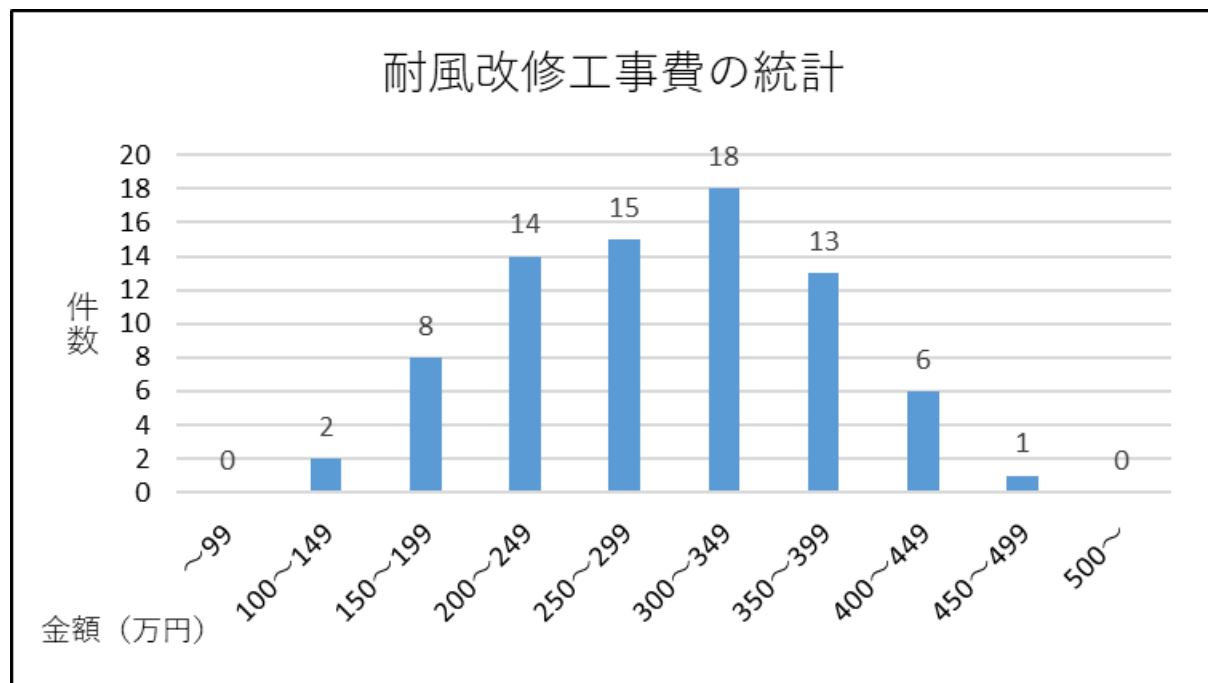
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	平均
木造住宅	耐震診断	20	14	8	9	0	2	3	3	6	11	7.6
	耐震改修	20	26	18	40	35	22	24	17	19	30	25.1
	除却工事	—	—	—	—	—	—	1	0	2	0	0.8
瓦屋根	耐風診断	—	—	—	—	—	—	—	6	2	0	2.7
	耐風改修	—	—	—	—	—	—	—	23	26	28	25.7

(2) 費用の平均額(税込み)【令和6年度実績】* 除去工事と耐風診断は令和5年度実績

		平均額	最小額	最大額
木造住宅	耐震診断	17万円	11万円	33万円
	耐震改修	176万円	23万円	875万円
	住宅除却	119万円	114万円	123万円
瓦屋根	耐風診断	4万円	3万円	4万円
	耐風改修	316万円	155万円	490万円

※上表は、あくまで平均値です。業者や工事の内容などによって金額が異なりますので、複数見積もりを取って比較・検討してください。

【参考】千葉市耐風改修費補助事業の実績より【R4～R6】





千葉市

お問い合わせ先・申請先

千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎低層棟4階
TEL : 043-245-5836 mail : shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市 耐風診断 耐風改修

検索